

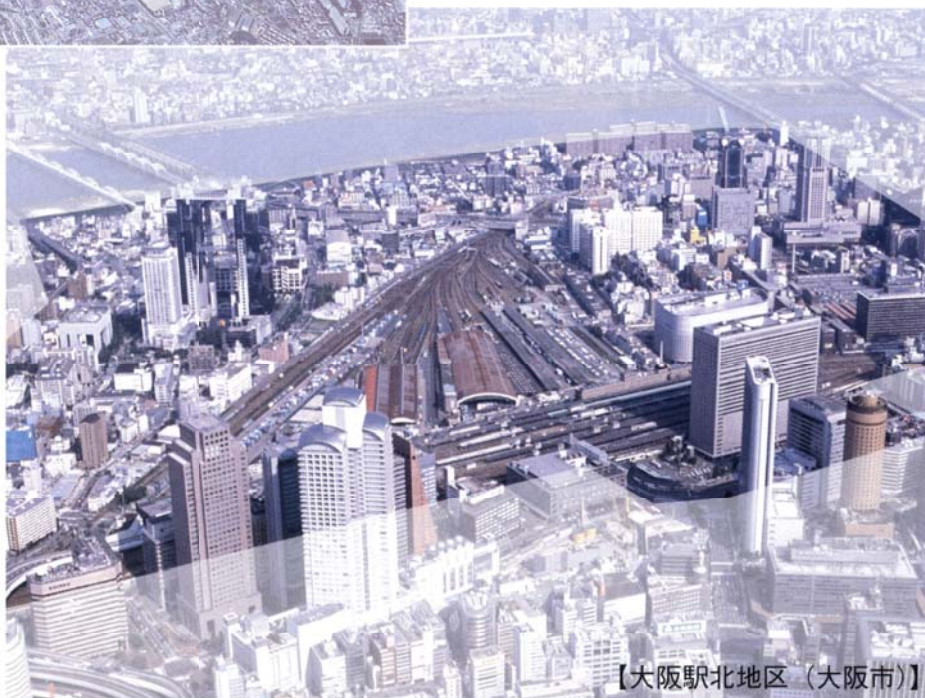
施策名 (事業名)		社会資本整備総合交付金(都市再生総合整備事業)
目的		大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生をうながすトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進することを目的とする
国の窓口		国土交通省都市局市街地整備課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)
道の窓口 (内線番号)		建設部まちづくり局都市環境課市街地整備係 (29-566)
事業の概要	対象団体	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間等
	対象事業	対象経費の項に記載
	採択要件	(都市拠点形成支援施設整備事業に係る採択要件) 基幹的な事業の実施に併せ、市民共有の優れた街並みの形成、魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区
	補助率 又は 補助額	補助率：1 / 3
	対象経費	(1) 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備、既存施設の除却、移転及び総合基本設計書の策定に要する費用 (2) (1) の整備事業又は都市拠点整備総合計画に位置付けられた市街地再開発事業等の基幹的な事業を促進するの策定に要する費用 (3) 特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査及び円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査に要する費用
	財政支援	
要	その他	都市再生総合整備事業は都市拠点形成支援施設整備事業のほか都市・居住環境整備重点地域を対象として事業実施することができるが、都市・居住環境整備重点地域は国土交通大臣が指定する相当規模の地域とされ、道内では「札幌駅・大通駅周辺地域」のみが対象
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

都市再生総合整備事業

～ 魅力と活力にあふれた都市の再生を目指して～



【蘇我特定地区（千葉市）】



【大阪駅北地区（大阪市）】

制度の目的

大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地の有効活用等の課題に対応して、都市再生をうながすトリガー（引き金）となる地区への各種都市機能の集積を促進する先行的都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市の魅力と活力を引き出す上で中核となる都市拠点の形成を促進して、民間都市開発事業等を誘発するなど公民共同により都市再生を推進することを目的とする事業制度です。

制度の概要

A. 総合整備型

国土交通大臣が指定する地域（都市・居住環境整備重点地域¹⁾）のうち都市再生をうながすトリガーとなる地区（特定地区²⁾）において、先行的都市基盤施設等の集中的な整備を実施するハード事業からコーディネートといったソフト事業までをパッケージにして総合的に支援します。

① 対象区域

1) 都市・居住環境整備重点地域

都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施等が必要不可欠な地域等として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域。

2) 特定地区

都市・居住環境整備重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき区域。

② 事業主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構
民間等

都市・居住環境整備重点地域に指定されている地域
(17地域)

地域名	所在地	面積
札幌駅・大通駅周辺地域	北海道札幌市	144ha
千葉市臨海部地域	千葉県千葉市	1,040ha
埼玉中枢都市圏業務核都市地域	埼玉県さいたま市	2,900ha
川口・鳩ヶ谷地域	埼玉県川口市、鳩ヶ谷市	1,380ha
川の手・荒川沿川地域	東京都墨田区、北区 荒川区、足立区 葛飾区、江戸川区	4,600ha
品川周辺地域	東京都港区、品川区	630ha
品川・大崎・五反田地域	東京都品川区	1,300ha
立川周辺地域	東京都立川市	1,100ha
京浜臨海部地域	神奈川県横浜市、川崎市	4,400ha
川崎中部・新鶴見都心地域	神奈川県横浜市、川崎市	2,000ha
名古屋駅周辺地域	愛知県名古屋市	490ha
名古屋都心地域	愛知県名古屋市	1,560ha
岐阜市中心部地域	岐阜県岐阜市	400ha
堺市臨海・中心部地域	大阪府堺市	2,900ha
大阪臨海・淀川左岸地域	大阪府大阪市	4,500ha
尼崎市中心部地域	兵庫県尼崎市	760ha
北九州市地域	福岡県北九州市	4,200ha

B. 拠点整備型

都市構造の再編や広域的な連携を進める上で中核となる都市拠点整備を重点的に支援します。

① 対象地区

基幹的な事業の実施に併せ、市民共有の優れた街並みの形成、魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区。

② 事業主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構
民間等

補助メニュー

都市再生総合整備事業では、次の費用に対する補助金が設けられています。

A. 総合整備型

補助メニュー	補助対象	補助率
1. 基本計画策定	地方公共団体が重点地域全体について整備の基本的な方針等を定めた計画	1/2
2. 整備計画策定	地方公共団体等が基本計画に基づき特定地区の整備に関する方針、土地利用に関する事項、都市基盤施設の整備、面的整備、拠点形成等に関する事項等を定めた計画	1/2 (1/3)
3. コーディネート	特定地区（特定地区の指定が見込まれる区域を含む）における都市整備に係る事業の円滑な実施を図るための調査、整備計画の策定及び事業の実施に係る企画、立案、情報の提供、調整等	1/2 (1/3)
4. 都市基盤施設	道路、公園、下水道、鉄道駅周辺施設、バスターミナル、その他特定地区内の面的整備及び拠点形成等の実施の促進のために必要不可欠な施設	1/2
5. 地域生活基盤施設	地区施設である道路・公園・緑地・広場、駐車場、駐輪場、多目的広場、公開空地、集会所、情報板、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等	1/3 (1/3)
6. 高質空間形成施設	緑化施設等、電線類地下埋設施設、歩行支援施設、障害者誘導施設等	1/3 (1/3)
7. 高次都市施設	地域交流センター、高度情報センター、複合交通センター、人工地盤等	1/3 (1/3)
8. 除却、移転	特定地区内における面的整備事業等の実施のために支障となる既存施設の除去又は移転	1/2 (1/3)

※補助率の欄中（ ）内は間接補助の場合

B. 拠点整備型

補助メニュー	補助対象	補助率
1. 総合基本設計書策定	市町村が整備事業の対象となる施設、事業に要する経費の概要その他必要な事項を定めたもの	1/3
2. 地域生活基盤施設	地区施設である道路・公園・緑地・広場、駐車場、駐輪場、多目的広場、公開空地、集会所、情報板、耐震性貯水槽、備蓄倉庫等	1/3 (1/3)
3. 高質空間形成施設	緑化施設等、電線類地下埋設施設、歩行支援施設、障害者誘導施設等	1/3 (1/3)
4. 高次都市施設	地域交流センター、高度情報センター、複合交通センター、人工地盤等	1/3 (1/3)
5. 除却、移転	整備地区内における面的整備事業等の実施のために支障となる既存施設の除去又は移転	1/3 (1/3)
6. 促進事業	2. ～ 5. の整備事業又は、市街地再開発事業等の基幹的な事業に関連する道路、都市公園、下水道、河川等の公共施設の整備	通常事業 の補助率
7. 特定事業調査	特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査及び都市再生総合整備事業（拠点整備型）の円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査	1/3 (1/3)

※補助率の欄中（ ）内は間接補助の場合

コーディネート

コーディネートの概要

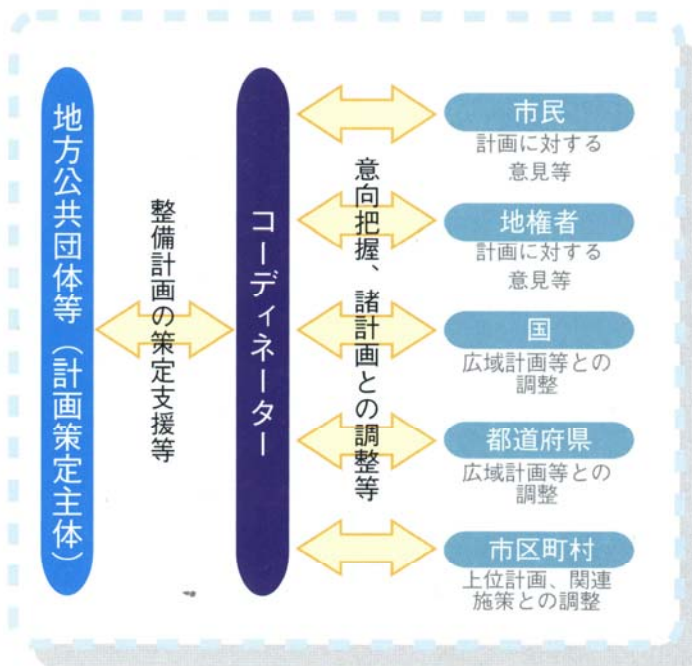
都市再生総合整備事業（総合整備型）では、特定地区（特定地区の指定が見込まれる区域を含む）における都市整備に係る事業を円滑に実施するため、当該地区の調査、整備計画の策定、事業の実施に関わる企画、立案、情報提供、調整等を実施する「コーディネート」を重点的に支援しています。

コーディネーターの役割

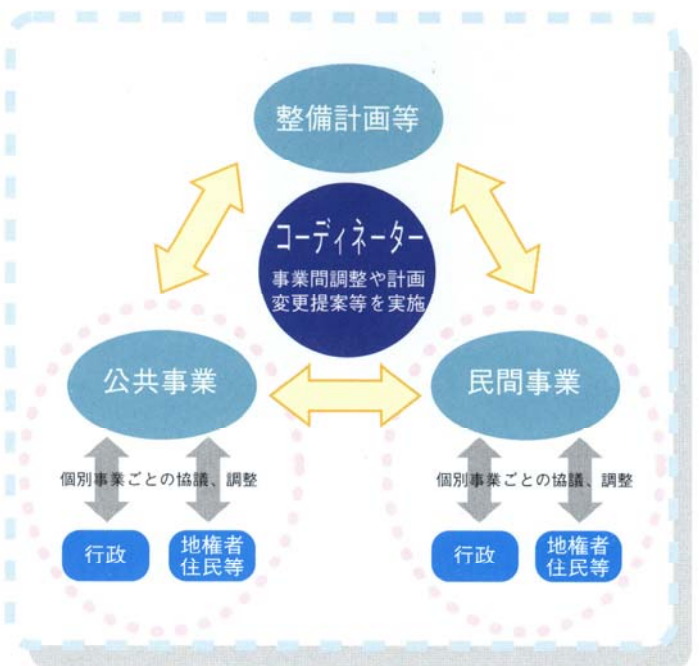
この「コーディネート」を実施する主体（コーディネーター）は、整備計画の策定や都市再生総合整備事業を始めとする特定地区（特定地区の指定が見込まれる区域を含む）で実施される諸事業を円滑に推進するため、以下の役割を担います。

- ①計画策定段階では、関係各者の中に立って意向の把握を行い、広域計画や上位計画等との調整を図り、また、自らの経験やノウハウを活かした計画策定支援等を実施します。
- ②事業実施段階では、個別事業間の計画やスケジュール調整等を実施するほか、社会経済状況を踏まえた計画変更の提案等を行います。

【計画策定段階】

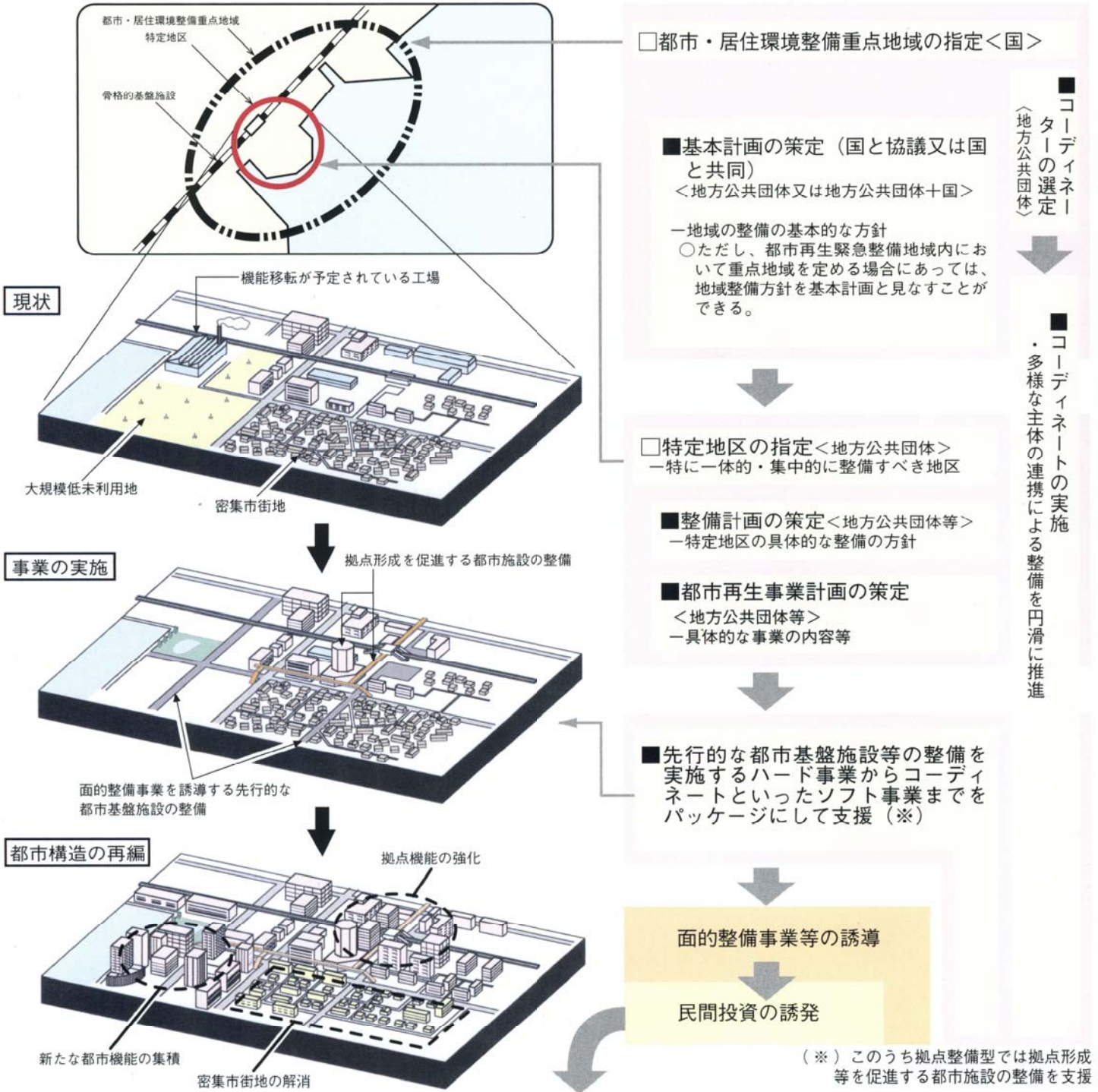


【事業実施段階】



都市再生総合整備事業のイメージ

- 枠組みづくりや前捌き（計画策定、コーディネート、先行的都市基盤施設整備等）により面的整備事業等や民間開発を誘発して公民共同して都市再生を推進
- 短期に集中的に実施すべき都市開発事業から長期的観点に基づいて実施される広域的な都市基盤施設整備事業等までを包含



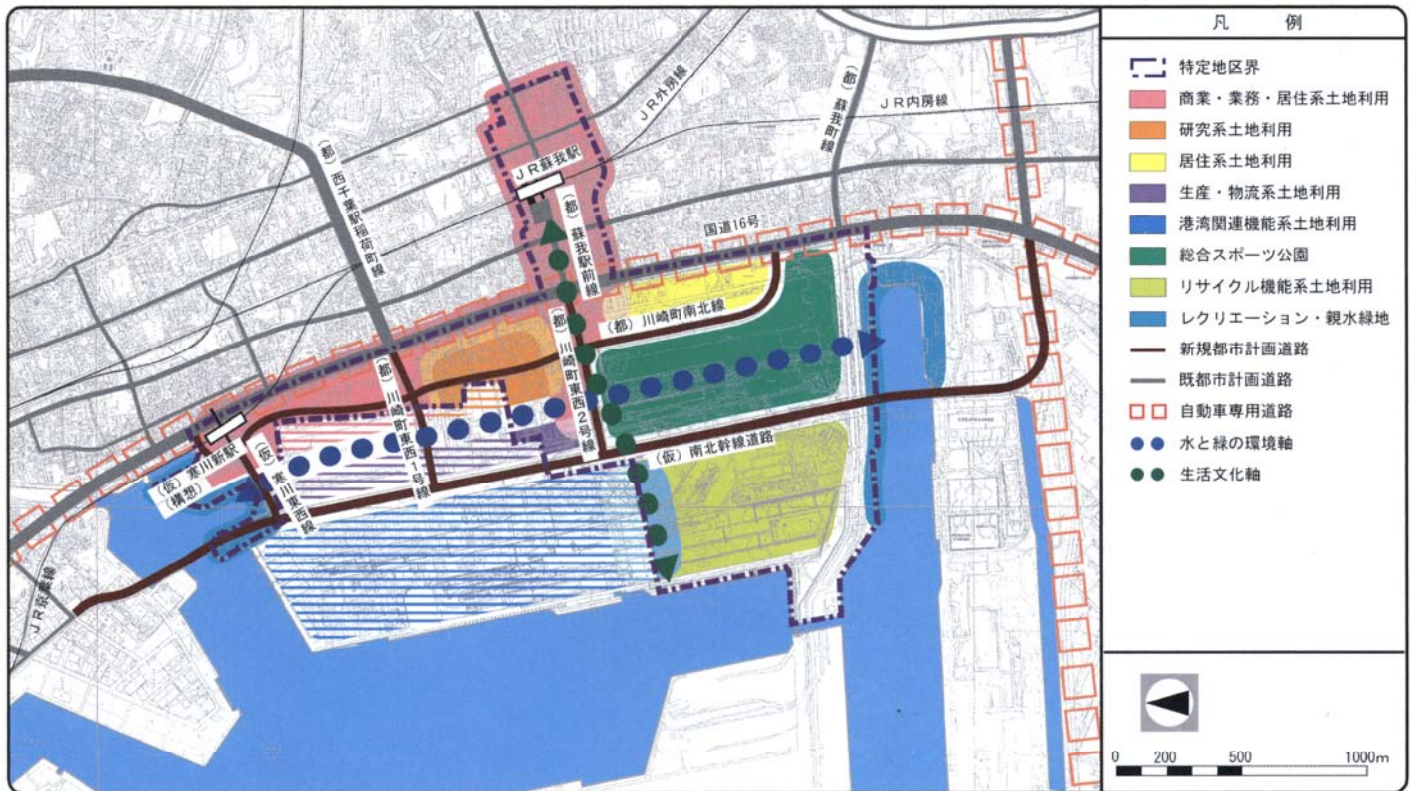
重点地域全体への効果の波及

都市の再生を実現

活用事例

千葉市臨海部蘇我特定地区では、都市再生総合整備事業（総合整備型）を活用した整備が進められています。基本計画、整備計画の策定、コーディネートといったソフト事業から先行的な都市基盤施設整備等のハード事業まで、総合的な事業が展開しています。

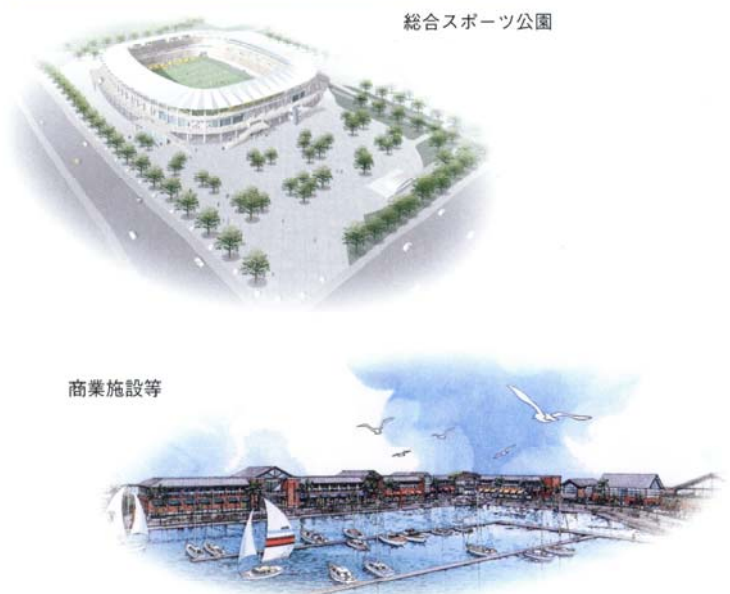
■蘇我特定地区の整備方針



■これまでの経緯

1999年 8月	「千葉市臨海部地域（約 1,040ha）」を都市・居住環境整備重点地域に指定（建設大臣）
2000年 6月	「千葉市臨海部地域」都市・居住環境整備基本計画を策定（建設省・千葉市）
11月	「蘇我特定地区（約 227ha）」を指定（千葉市）
11月	都市基盤整備公団にコーディネートを要請（千葉市）
2001年 10月	「蘇我特定地区整備計画」を策定（千葉市）
2002年 4月	「蘇我特定地区事業計画」を策定（千葉市）
10月	都市再生特別措置法に基づき「千葉蘇我臨海部地域」を都市再生緊急整備地域に指定（閣議決定）
2002年度以降	第1段階事業の実施 （土地区画整理事業、街路事業、総合スポーツ公園、国道16号交差点改良、港湾緑地、JR蘇我駅自由通路等）

■整備イメージ



施策名 (事業名)		社会資本整備総合交付金(集約都市開発支援事業)
目的		都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき、認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援することにより都市の低炭素化の促進を図ることを目的とする
国の窓口		国土交通省都市局市街地整備課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)
道の窓口 (内線番号)		建設部まちづくり局都市環境課市街地整備係 (29-566)
事業の概要	対象団体	都道府県又は市町村
	対象事業	社会資本整備総合交付金 イ-13-(11)による。
	採択要件	区域、目標、交付対象事業、計画期間、整備方針、評価に関する事項等を記載した集約都市開発支援事業計画(社会資本総合整備計画)を作成する
	補助率 又は 補助額	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編 国費の算定方法による
	対象経費	社会資本整備総合交付金交付要綱附属Ⅱ編のとおり
	財政支援	
	その他	都市再生整備計画事業の国費率の高上げ(40%→45%)は、「認定中心市街地活性化基本計画区域内」で実施されるものに限り適用
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業(優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		